

健感発 0526 第 16 号  
医政地発 0526 第 3 号  
医政産情企発 0526 第 1 号  
健健発 0526 第 1 号  
令和 5 年 5 月 26 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
厚生労働省医政局地域医療計画課長  
厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長  
厚生労働省健康局健康課長  
（公印省略）

「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」について（通知）

平素より、感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年 12 月 9 日に公布された、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 96 号）に基づき、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定める告示が改正され、本日付けで公布されました。各都道府県、保健所設置市、特別区におかれましては、令和 6 年 4 月 1 日の施行に向けて、基本指針に則して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下「予防計画」という。）を定めていただくこととなります。

これにあたり、今般、令和 4 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「公衆衛生体制の見直しと新たな体制構築のための政策研究（研究代表者：岡部信彦、分担研究者：田辺正樹）」において、都道府県保健所設置市及び特別区が予防計画を作成する際の参考となるよう、別添のとおり、手引きを作成いたしましたのでご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。